

嶺南広域行政組合公平委員会設置条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 7 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するために、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、嶺南広域行政組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。